

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、①の期間は1万5,000円、②、③、④及び⑤の期間は20万円、⑥の期間は19万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は1万5,000円、②、③、④及び⑤の期間は20万円、⑥の期間は19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日

私は、申立期間当時、A社からB組合に出向しており、同社は、同事業所から賞与相当額の支払いを受け、私に賞与を支給する際、厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に保険料を納付していなかった。

このため、控除された厚生年金保険料が年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の組合負担金・賞与明細書（写）及び申立期間当時の事業主の証言により、申立人は、平成15年6月13日、同年12月15日、16年6月15日、同年12月15日、17年6月15日及び同年12月15日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞

与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、組合負担金・賞与明細書（写）の賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万5,000円、申立期間②、③、④及び⑤は20万円、申立期間⑥は19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は不明としているが、厚生年金保険法の改正に伴い、賞与から厚生年金保険料が控除されるようになった平成15年4月以降、A社において、同社からB組合に出向していた申立人のみを対象に、申立期間に係る6回の賞与が支給されているにもかかわらず、オンライン記録に同社に係る賞与支払予定月の記録が無いことから、事業主から社会保険事務所へ賞与支払届が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から53年12月まで

国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に係る保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、昭和54年4月に定年退職した父親が、退職直後の同年4月又は5月に、市役所で私の国民年金の加入手続を行って帰宅した際、私の国民年金保険料について、「10年分一括して納付したから心配いらない」と言っていたのを、母親とともに鮮明に記憶しているので、申立期間に係る保険料が未納となっていることに納得できない。

このため、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和56年4月20日に払い出されていることが、同記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと考えられる上、別の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を市役所で一括納付したとされる時期（昭和54年4月又は同年5月）は、特例納付の期間（53年7月から55年6月まで）に該当するが、申立人が居住する市は、特例納付に係る保険料の収納は行っていなかったと回答している。

さらに、申立人は、申立期間後における国民年金保険料の納付について、「父親が、毎月、銀行か郵便局で納付していたと思う。」としているところ、父親が申立期間に係る保険料を一括納付したとされる時期の約2年後（昭和

56年4月25日及び同年5月21日)に、時効に該当せず納付が可能な昭和54年1月から56年3月までの保険料を2回に分けて一括納付(過年度納付)していることが、申立人の国民年金被保険者台帳及び申立人が居住する市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人は、父親が保険料を一括納付した時期を誤って記憶している可能性がうかがわれる。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 12 月 31 日から 28 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所 (当時) に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録がないことが分かった。
しかし、申立期間当時にA社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に解散しており、申立期間当時における人事関係資料を入手できない上、申立人の妻が記憶する申立人の上司1人及び同僚2人は、いずれも死亡又は連絡先が不明であること、及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる従業員のうち、連絡の取れた3人は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立期間当時における申立人の勤務実態について確認することはできない。

また、申立人がA社に入社してから、同社が名称変更したとされるB社を退職するまで一緒に勤務していたとされる上記の申立人の上司1人及び同僚2人のうち、上司1人は、申立期間当時、A社及び同社C事業所において、厚生年金保険に加入していた記録があるが、同僚2人は、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時、A社は、一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主も連絡先が不明であるため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することは

できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 1 日から 14 年 5 月 28 日まで
代表取締役として勤務していたA社における申立期間の標準報酬月額が、社会保険事務所（当時）により改ざんされていることが分かった。
A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時、厚生年金保険料を滞納していたが、標準報酬月額の訂正には同意していないので、申立期間について、標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者として、給与からオンライン記録の当初の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが、同社に係る給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿及びオンライン記録により確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 5 月 28 日）の後の平成 14 年 5 月 31 日付けで、12 年 2 月から 14 年 4 月までの標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されていることが、オンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、A社の唯一の取締役であったことが同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる上、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時、社会保険料の滞納があったことを認識し、その対応に苦慮していたことが、申立人の供述のほか、社会保険事務所が保管する同社の滞納処分票及び債務承認書により推認できる。

また、申立人は、「A社において、社会保険関係の事務をすべて任せていた女性事務員が、社会保険事務所の職員から、滞納保険料を減額してもらえ」という話を聞いてきた記憶がある。」と供述している上、当該事務員は、

「時期は定かではないが、社会保険事務所の職員が来社した際、複数の書類に代表取締役印を押した。標準報酬月額をさかのぼって減額訂正することについての説明はなかったが、同職員から、代表取締役の保険料を滞納している保険料に当てる旨の説明を受け、不在であった取締役（申立人）から、このことについて事後承諾を得た。」と証言しているところ、申立人の標準報酬月額が減額訂正された日の前日（平成 14 年 5 月 30 日）に、社会保険事務所の職員が、A 社に出向き、当該事務員から申立人の資格喪失届、適用事業所に該当しなくなった旨の届出及び債務承認書を受理していることが上記滞納処分票により確認できることから、同社の取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の減額訂正が行われたとは考え難く、申立人は、申立期間に係る自身の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成 14 年 5 月 28 日）から 2 年間、任意継続被保険者として健康保険に加入しており、当該期間に係る健康保険料は、減額訂正後の標準報酬月額を基に計算されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が、同社における厚生年金保険の資格喪失直後に、標準報酬月額が減額訂正されていることを承知していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。